

香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例施行規則をここに公布する。

平成21年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第52号

香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例（平成21年香川県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育士養成施設)

第2条 条例第1条の規則で定める施設は、当該施設に在学する者が、指定保育士養成施設の通信課程を併せて履修することにより保育士となる資格を取得することができる施設とする。

(貸付けの対象者の要件)

第3条 条例第2条第3号に掲げる要件を備える者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程における最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者
- (2) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条第1項に規定する認定試験合格者であつて、その者が在学する保育士養成施設において、優れた学習成績を修める見込みがあると知事が認めるもの

2 条例第2条第4号に掲げる要件を備える者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 修学資金の貸付けを受けようとする年度の市町村民税が非課税とされ、又は当該年度の市町村民税が減免された者で構成される世帯に属している者
- (3) 知事が別に定める基準日の前1年間のその者の属する世帯のすべての構成員の収入の合計額が生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の2倍以下である者

(貸付けの申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、その者の在学する県内の保育士養成施設を通じて、保育学生修学資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 在学する県内の保育士養成施設の学部長又は学科長（これらに相当する職にある者を含む。）の推薦書（第2号様式）
- (2) その者の属する世帯のすべての構成員の住民票の写し
- (3) 前条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類
- (4) 前条第2項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、同条同項第1号又は第2号に該当することを証明する書類
- (5) 前条第2項第3号に該当する場合にあっては、その者の属する世帯のすべての構成員の同号に規定する期間の収入を証明する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（修学資金の額）

第5条 条例第3条第3項の規則で定める修学資金の額は、30万円とする。

（連帯保証人）

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、1人の保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合にあっては、第1項の保証人は、その者の法定代理人でなければならない。

（貸付けの決定）

第7条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、書面による審査を行い、修学資金の貸付けの適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第8条 修学資金の貸付けを受けた者（その者が死亡したときは、その保証人）は、修学資金の貸付けを受けたときは、直ちに、保育学生修学資金借用証書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還の債務の免除の申請等）

第9条 条例第6条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、保育学生修学資金返還債務免除申請書（第4号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して修学資金の返還の債務の免除の適否を決定し、その旨を当該申

請書を提出した者に通知するものとする。

(児童の保育に従事する期間)

第10条 条例第6条第1項及び第7条第1項第5号に規定する規則で定める期間は、1年とする。

(返還の方法等)

第11条 修学資金の返還は、元利均等半年賦返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

2 修学資金の貸付けを受けた者は、修学資金の返還の理由が生じたときは、保育学生修学資金返還計画書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

3 条例第7条第1項に規定する規則で定める年利率の割合は、3パーセントとする。

4 条例第7条第1項の規定による額の計算は、修学資金の返還の理由が生じた日の翌日から返還を完了する日までの期間（条例第8条の規定により返還の債務の履行を猶予された期間を除く。）について行うものとする。

5 条例第7条第1項に規定する規則で定める期間は、3年とする。

(返還の債務の履行猶予の申請等)

第12条 条例第8条の規定による修学資金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、保育学生修学資金返還債務履行猶予申請書（第6号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して修学資金の返還の債務の履行猶予の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(届出)

第13条 条例第3条第1項の契約を締結した者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、届出書（第7号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が第6条第2項及び第3項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。

(3) 県内の保育士養成施設を退学し、休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は正規の修学期間内に卒業する見込みがなくなったとき。

(4) 修学資金の貸付けを受ける前に、第3条第2項に掲げる者でなくなったとき。

(5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。

- (6) 県内の保育士養成施設において保育士となる資格を取得できなかったとき（条例第5条第1号に該当するときは除く。）。
- (7) 県内の保育士養成施設を卒業した後、直ちに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の規定による保育士の登録を受けたとき又は受けなかったとき。
- (8) 県内の保育士養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内に、県内の保育所等の職員となったとき又はならなかったとき。
- (9) 前号に規定する期限までに、県内の保育所等の職員となった後、引き続き第10条に規定する期間継続して児童の保育に従事しなかったとき。

2 第6条の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

保育学生修学資金貸付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 氏 名

㊞

保育学生修学資金の貸付けを受けたいので、香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所		電話番号	
在学する県内 の保育士養成 施設名等	施 設 名		
	学部・学科名		
	課 程 名		
	学 年	第 学年	
貸 付 額	円		
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号	
		申請者との 関 係	

推 薦 書

保育士養成施設名

学部・学科名

第 学年

氏 名

㊟

本学に 年 月に入学した上記の者は、保育学生修学資金の貸付けの対象となる要件を満たし、かつ、学習活動その他生活の全般を通じてその態度及び行動が保育学生にふさわしく、本学において、保育士となる資格を取得する見込みがあり、保育学生修学資金の貸付けを受けようとする者として適当と認められますので推薦します。

年 月 日

香川県知事 殿

学部長又は学科長

㊟

（これらに相当する  
職にある者を含む。）

保育学生修学資金借用証書

貸付決定番号第 号

金 \_\_\_\_\_ 円

香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例の規定による保育学生修学資金として、  
上記の金額を借用しました。

年 月 日

香川県知事 殿

保育学生修学資金の 住所  
貸付けを受けた者 氏名 ⑩

連 帯 保 証 人 住所  
氏名 ⑩

保育学生修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
貸付けを受けた者との続柄

保育学生修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号		
借入金額	円	
免除申請額	円	
免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例第6条第1項に該当 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	
香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例第6条第1項に該当する場合には、県内の保育所等の名称及び児童の保育に従事した期間	名 称	期 間
		年 月 日～ 年 月 日
	申請者は、上記の期間、本施設の職員として児童の保育に従事したことを証明します。  所在地 名 称 代表者名 ⑩	
その他の場合にあっては、その理由が生じた年月日	年 月 日	
保育士の登録年月日及び登録番号	登録年月日	登録番号
	年 月 日	

備考

- 「免除を申請する理由」欄は、該当する□の中に✓印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載すること。
- 知事が必要と認める書類を添付すること。



保育学生修学資金返還計画書

年 月 日

香川県知事 殿

保育学生修学資金の貸付けを受けた者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

連帯保証人

住 所

氏 名

㊟

電話番号

次のとおり保育学生修学資金を返還します。

貸付決定番号		
借入金額	円	
返還の方法 (元利均等半年賦返還)	返還年数	年(3年以内)
	返還月	毎年 月 及び 月
	毎回の返還額 及び返還回数	円 回

保育学生修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
貸付けを受けた者との続柄

保育学生修学資金の返還の債務の履行猶予を受けたいので、香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号	
借 用 金 額	円
猶予を受けようとする額	円
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

届 出 書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 ⑨  
電話番号  
貸付決定番号

香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例施行規則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	届 出 内 容	
氏名又は住所の 変 更	変 更 前	
	変 更 後	
連帯保証人の 氏名又は 住所の変更	変 更 前	
	変 更 後	
退学、休学 又は停学	時期又は期間	
保育士の登録	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
県内の保育所等 の職員となった 年月日及び当該 保育所の名称	年 月 日	年 月 日
	名 称	
そ の 他 (該当する□に ✓印を付すこと)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人が香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例施行規則第6条第2項及び第3項に規定する連帯保証人の要件に該当しなくなった。 <input type="checkbox"/> 正規の修学期間内に卒業する見込みがなくなった。 <input type="checkbox"/> 香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例施行規則第3条第2項に掲げる者でなくなった。 <input type="checkbox"/> 修学資金の貸付けを受けることを辞退する。 <input type="checkbox"/> 保育士となる資格を取得できなかった(退学したときを除く。) <input type="checkbox"/> 卒業後、直ちに保育士の登録を受けなかった。 <input type="checkbox"/> 卒業後、6月以内に、県内の保育所等の職員とならなかった。 <input type="checkbox"/> 卒業後、6月以内に、県内の保育所等の職員となった後、引き続き1年間継続して児童の保育に従事しなかった。	

備考 届出内容を証明する書類を添付すること。